30年度　公文書開示状況（１２月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.12.14	H30.12.20	平成３０年１２月１２日付３０主総職第８００号「開示決定等期間延長通知書」に係る決定原議一式（添付資料・参考資料等を含む。）	5		1					1		1						・開示請求者の氏名・住所・電話番号 個人時間する情報で特定の個人を識別できる情報であるため。（７条２号） ・開示請求者の印影 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。（７条２号） 印影の偽造等により財産等への不法な侵害を招くおそれがあるため。（７条４号） ・開示請求書別紙文書のタイトル及び内容 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。（７条２号） ・開示請求書「１　開示請求に係る公文書の件名又は内容」 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であるため。（７条２号）	主税局総務部職員課
2	H30.12.7	H30.12.20	判決文の写し ただし、平成〇〇年〇月〇〇日東京地方裁判所判決（平成〇〇年（〇〇）第〇〇号法人事業税更正処分取消等請求事件）の控訴審判決にかかるもの　１件						1			1							東京都情報公開条例第７条第３号に該当 　本件開示請求に対する存否を明らかにすることにより、当該事件番号を付された訴訟が存在するか否かが明らかになる。その結果、他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができることとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第１０条に基づき、存否を明らかにしないで非開示とする。	主税局課税部法人課税指導課
3	H30.12.20	H30.12.28	個人事業税課税事務提要の平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日適用（平成２９年４月１日改定の前のもの）の代理業の判定基準ページ	10	1															主税局課税部課税指導課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。